

国民健康保険税についてお知らせ

税制改正に伴い、令和8年度以降の国民健康保険税について、以下のとおりに変更になります。

★子ども子育て支援金について

令和8年度より子ども子育て支援金制度が開始します。

令和8年7月より国民健康保険税に子ども子育て支援金分を加算して納付いただくこととなります。税額については、下表のとおりになります。

所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
0.35%	1,800円	200円	1,000円

- 子ども子育て支援金納付金分は、既存の国民健康保険税と同様に、被保険者の所得や人数などに応じて算出されます。
低所得者に対する軽減措置（7割・5割・2割）、未就学児に係る均等割額の軽減措置、産前産後期間の軽減措置についても、既存の国民健康保険税と同様に適用されます。
- 18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。）については、均等割額が全額軽減されます。

★課税限度額の引き上げについて

課税限度額については、下表のとおり変更になります。

限度額	令和8年度（改正後）	令和7年度（現行）
医療分	67万円	66万円
支援分	26万円	26万円
介護分 (40歳から64歳)	17万円	17万円
子ども分	3万円	—
合計	113万円	109万円

★軽減判定所得算定額の変更について

軽減判定所得の算定において被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額が変わります。

軽減割合	令和8年度（改正後）	令和7年度（現行）
7割軽減	基礎控除額（43万円）+ 10万円 ×（給与所得者等の数-1）以下	基礎控除額（43万円）+ 10万円 ×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	基礎控除額（43万円）+ 10万円 ×（給与所得者等の数-1） + 31万円×被保険者数以下	基礎控除額（43万円）+ 10万円 ×（給与所得者等の数-1） + 30.5万円×被保険者数以下
2割軽減	基礎控除額（43万円）+ 10万円 ×（給与所得者等の数-1） + 57万円×被保険者数以下	基礎控除額（43万円）+ 10万円 ×（給与所得者等の数-1） + 56万円×被保険者数以下

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414